**平成２２年（フ）第５１１号**
兵庫県尼崎市長洲東通３丁目２番18号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目12番３号
債務者　花田　可武
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第３３６号**
兵庫県姫路市飾磨区中野田２丁目98番地　野田中村コーポ204
債務者　嵐　由佳子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第３４０号**
兵庫県加古川市加古川町大野1530　加古川刑務所内、住民票上の住所大阪府富田林市加太３丁目３番８―301号
債務者　繁昌　　享
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第３８５号**
兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目２番地　姫路夢前台住宅県営１棟201号
債務者　山本　美樹
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第３９４号**
兵庫県姫路市玉出１丁目127番地
債務者　松村　彰則
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第３９号**
福岡県八女郡広川町大字吉常256番地３
債務者　重松　勝伸
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福岡地方裁判所八女支部

**平成２２年（フ）第７３２号**
宮城県亘理郡亘理町吉田字流14番地１
債務者　山石美由紀（旧姓氏家）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第８７号**
宮城県白石市福岡蔵本字勝坂９番地１
債務者　高橋　武夫
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２２年（フ）第８８号**
宮城県白石市福岡蔵本字勝坂９番地１
債務者　高橋とし子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２２年（フ）第１５９号**
福島市南町573―１　阿武隈荘２―１、住民票上の住所福島市方木田字北白家10番地の１リバーハイツ方木田Ａ―202
債務者　大河内喜美子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福島地方裁判所

**平成２２年（フ）第１６５号**
茨城県下妻市石の宮24番地７　湖畔荘18号棟
債務者　草間　良雄
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２２年（フ）第１６６号**
茨城県結城市大字結城10045番地　市営川木谷住宅13号
債務者　山中　　裕
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２２年（フ）第８１５号**
千葉県八千代市高津1242番地３メゾン・ラフォーレ102号
債務者　永峰　道子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１７号**
富山県黒部市植木140番地
債務者　内田　文枝
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
富山地方裁判所魚津支部

**平成２２年（フ）第２５１号**
石川県白山市幸明町13番地２
債務者　田村恵美子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第２６１号**
石川県白山市美川和波町カ１番地１、従前の住所石川県白山市西米光町ト２番地33
債務者　小林　正人
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第２３１号**
福井市月見５丁目９番21号　勝木コーポ102、旧住所福井県大野市下据第43号１番地
債務者　栅　南海子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係